

イオンモール名取の届出概要について (法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 イオンモール株式会社
- 2 届出日 平成 30 年 7 月 30 日
- 3 店舗の名称 イオンモール名取
- 4 店舗設置者 イオンモール株式会社 代表取締役社長 吉田 昭夫
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 5 店舗所在地 名取市杜せきのした五丁目 3 番地の 1
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 55,000㎡ (変更後) 57,722㎡
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 1,000台 (変更後) 487台
 - (3) 荷さばき施設の位置
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 9か所
(変更後) 10か所
- 7 変更する年月日 平成 31 年 4 月 1 日
- 8 事務手続き等
 - ・ 公 告 年 月 日 : 平成 30 年 8 月 10 日
 - ・ 縦 覧 期 間 : 公告の日から平成 30 年 12 月 10 日まで (公告の日から 4 か月)
 - ・ 地 元 説 明 会 : 平成 30 年 9 月 25 日
 - ・ 大規模小売店舗立地専門委員会 : 平成 30 年 11 月 20 日
 - ・ 市町村等からの意見書提出期限 : 平成 30 年 12 月 10 日 (公告の日から 4 か月以内)
 - ・ 県の意見の通知期限 : 平成 31 年 3 月 30 日 (届出から 8 か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 3,887台 (指針による必要台数: 2,630台) ※敷地内に 4010台整備。
- (3) 荷さばき施設の面積 1,621㎡
- (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量 494㎡ (指針による必要容量: 161㎡)

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻
イオン: 午前 7 時から午前 0 時まで
専門店: 午前 9 時から午後 11 時まで
- (2) 駐車場利用時間帯
午前 6 時 30 分から午前 0 時 30 分
- (3) 荷さばき可能時間帯
午前 4 時から午前 1 時まで